北海道地域総合整備資金貸付要綱

第1 目 的

この要綱は、道内の地域振興に資する民間事業活動等に対して、一般財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)の支援を得て無利子で供給する資金(以下「地域総合整備資金」という。)の貸付けを行い、もって民間事業者等の能力を活用しつつ地域生活経済圏の形成を図ることを目的とする。

第2 貸付対象費用

貸付けの対象となる費用(以下「貸付対象費用」という。)は次に掲げるものとする。

- (1) 設備の取得等に係る費用
- (2) 試験研究開発費等当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用(人件費、賃借料、保険料、固定資産税、支払金利、リース料をいう。以下同じ。)

第3 貸付対象事業

- 1 地域総合整備資金の貸付けの対象となる事業は、知事が策定した地域振興民間能力活用事業計画に位置付けられた民間事業者等による事業(札幌市において実施されるものを除く)であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。
 - (1) 公益性、事業採算性、低収益性等の観点から実施されるものであること。
 - (2) 事業の営業開始に伴い、事業地域内において5人以上(地球温暖化対策の推進に関する法律(平成10年法律第117号)第22条の2第3項の認定を受けた地域脱炭素化促進事業計画に従って行われる同法第2条第6項に規定する地域脱炭素化促進事業(以下、「地域脱炭素化促進事業」という。)、同法36条の25第1項の規定により株式会社脱炭素化支援機構の支援の対象となった事業者が、同項の規定により対象事業活動支援を受けて行う同法第36条の2に規定する対象事業活動(以下「支援対象事業活動」という。)及び再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法(平成23年法律第108号)第2条第5項に規定する認定事業者が同項に規定する認定発電設備を整備する事業であって、知事が地域振興の観点から特に支援が必要と認める場合にあっては1人以上)の新たな雇用の確保が見込まれるものであること。
 - (3) 用地取得等契約後5年以内に事業の営業開始が行われるものであること。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する施設を整備する事業は、原則として地域総合整備資金の貸付対象から除外する。
 - (1) 第三者に売却又は分譲することを予定する施設
 - (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第 1項に規定する風俗営業又は同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業の用に供される施 設

第4 貸付対象者

地域総合整備資金の貸付けの対象となる民間事業者等は、法人格を有する団体とする。

第5 貸付額

- 1 第3に規定する貸付けの対象となる事業(以下「貸付対象事業」という。)1件当たりの貸付額は、80億円を限度とする。
- 2 貸付対象事業1件当たりの第2各号に規定する費用に対する貸付額は、当該貸付対象事業 の各号に規定する費用から国庫補助金等の額を控除した額(用地取得費を第2第1号に規定 する設備の取得等に係る費用の3分の1を限度として同号に規定する費用に算入することがで

きる。)の50パーセントを限度とする。

- 3 貸付対象事業1件当たりの第2第2号に規定する費用に対する貸付額は、当該対象事業1件当たりの貸付額の総額の20パーセント(貸付対象事業が、試験研究開発用資産の取得等に係る費用及び当該資産の取得等に伴い必要となる付随費用のみを貸付対象費用とする場合又はソフトウェア開発事業若しくは情報処理・情報サービス事業である場合にあっては50パーセント)未満とする。
- 4 「地域再生計画認定地域」(内閣府所管の地域再生支援利子補給金又は特定地域再生支援 利子補給金の支援措置を活用するために地域再生法(平成17年法律第24号)に基づき地域再 生計画の申請をし、認定を受けた計画に係る地域をいう。)(第5項及び第6項に該当する場合 を除く。)において、実施される貸付対象事業に係る第1項の適用については、同項中「80億 円」とあるのは「100億円」とする。
- 5 定住自立圏構想推進要綱(平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知)に基づき、定住自立圏形成協定の締結等を行い、定住自立圏共生ビジョンを策定した宣言中心市及びその近隣市町村において、当該協定又はビジョンに基づく取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中「80億円」とあるのは「120億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。
- 6 連携中枢都市圏構想推進要綱(平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局 長通知)に基づき、連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結等を行い、連携中枢都市圏ビ ジョンを策定した宣言連携中枢都市及び連携市町村において、当該協約又はビジョンに基づく 取組に関連して実施される貸付対象事業に係る第1項及び第2項の適用については、第1項中 「80億円」とあるのは「120億円」とし、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。
- 7 地域脱炭素化促進事業及び支援対象事業活動に係る第1項及び第2項の適用については、 第1項中「80億円」とあるのは「120億円」し、第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」とする。
- 8 1件当たりの貸付額は、100万円未満の端数は付けないものとする。

第6 借入申請

地域総合整備資金の貸付けを受けようとする者(以下「申請者」という。)は、財団の定める借入申込書及び事業計画書に次に掲げる書類を添付して、知事に申請しなければならない。

- (1) 事業者概要書
- (2) 設備の取得等及び当該設備の取得等に伴い必要となる付随費用並びに資金調達に係る計画書
- (3) 年度別損益・資金収支計画書
- (4) 過去3期分の損益計算書及び貸借対照表
- (5) 連帯保証予定者の意見書
- (6) その他貸付審査に当たり知事が必要と認める資料

第7 貸付対象期間

貸付対象期間は4年以内とする。

第8 貸付決定

知事は、地域総合整備資金の貸付決定に当たっては、財団の実施する貸付対象事業についての総合的な調査及び検討結果を参考とするものとする。

第9 貸付決定の通知等

知事は地域総合整備資金の貸付けを行うことを決定した申請者(以下「貸付決定者」という。) に対しては、貸付決定通知書を交付し、貸付けを行わないことを決定した申請者に対しては、この旨を通知するものとする。

第10 事情変更による決定の取消し

- 1 知事は、地域総合整備資金の貸付決定をした場合において、貸付決定者が法令に反する等 その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、貸付決定を取り消すことができる。
- 2 知事は、前項の規定により貸付決定を取り消すに当たって、財団の意見を参考とすることとする。
- 3 前条の規定は、第1項の処分をした場合に準用する。

第11 保証人

貸付決定者は、民間金融機関等の確実な連帯保証人を立てなければならない。

第12 貸付契約等

- 1 貸付決定者は、知事と金銭消費貸借契約を締結しなければならない。この場合において、第 11に規定する保証人は、知事に保証書を提出するものとする。
- 2 貸付する地域総合整備資金(以下「貸付金」という。)の交付は、一括して、貸付決定者名義の 金融機関口座への振込みの方法により行う。

第13 事業内容の変更

- 1 貸付決定者が貸付対象事業の内容を変更しようとするときは、別に定める軽微な変更を除き、 あらかじめ知事の承認を受けなければならない。
- 2 知事は、前項の規定により貸付額に変更が生じる場合には、財団と協議の上、変更することができる。
- 3 第9、第11及び第12の規定は、前項の規定による貸付金の変更について準用する。ただし、 貸付額を減額する場合における第11及び第12第1項の後段の規定については、この限りでない。

第14 完了届

貸付決定者は、貸付対象事業を完了したときは、遅滞なく、財団の定める事業完了報告書に証拠書類の写しを添えて知事に提出しなければならない。

第15 貸付方法

貸付けは、証書貸付けの方法によるものとする。

第16 貸付条件等

- 1 貸付金の償還期間は、20年(5年以内の据置期間を含む。)以内とする。
- 2 貸付金は、無利子とする。
- 3 貸付金の償還方法は、元金均等半年賦償還の方法によるものとする。この場合において、半年ごとの償還額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数は合計して最終償還期日に 償還するものとする。

第17 遅延利息

知事は、地域総合整備資金の貸付けを受けた者(以下「借入人」という。)が貸付金の償還を 怠ったときは、当該償還期日の翌日から支払日までの日数に応じ、当該償還金額につき年14 パーセントの割合を乗じて得た金額を遅延利息として徴収するものとする。

第18 繰上償還

1 借入人は、次の各号のいずれかに該当するときは、期限の利益を失い、借入金の全部を直ちに償還するものとする。

- (1) 借入人若しくは保証人が支払を停止したとき又は借入人若しくは保証人に関して破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算開始の申立てがあったとき。
- (2) 借入人若しくは保証人が手形交換所又は電子記録債権法(平成19年法律第102号)第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。
- 2 借入人は、次の各号のいずれかに該当する場合で、知事が請求したときは、期限の利益を失い、借入金の全部又は一部を直ちに償還するものとする。
 - (1) 借入人が、知事の策定した地域振興民間能力活用事業計画又は法令に反したとき。
 - (2) 借入人が、貸付金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
 - (3) 借入人が、貸付対象事業により取得した物件を他に譲渡等を行うこと又は貸付対象事業に係る営業の休止、廃止等を行うことにより、貸付けの目的が達成されることが困難になったとき。
 - (4) 借入人が、貸付対象事業に係る民間金融機関等から借入金の全部又は一部を繰上償還したとき。
 - (5) 借入人が、貸付金の償還を怠ったとき。
 - (6) 借入人が、正当な事由なく地域総合整備資金の貸付けに係る条件に違反したとき又は義 務の履行を怠ったとき。
 - (7) 借入人に関して他の債務のための仮差押え、保全差押え若しくは差押えがあったとき又は競売の申立てがあったとき。
 - (8) 借入人が、解散したとき。
 - (9) 保証人が、前3号に定める事由のいずれかに該当したとき。
 - (10)第13第2項の規定により、知事が貸付金の減額をしたとき。
 - (11)前各号のほか知事が、債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第19 監 查

知事は、貸付金の使途の確認又は貸付債権の確保を図るため、その償還が完了するまでの間、貸付対象事業の状況、借入人の信用状況等につき必要に応じて調査を行い、又は借入人に報告を行わせることができる。

第20 貸付けに係る事務等の委託

知事は、法令の定めるところに従い、地域総合整備資金の貸付けに係る支出事務、徴収事 務等を財団に委託するものとする。

第21 事務委託の手続

前条に規定する委託に際しては、知事は、財団と委託契約を締結する。

第22 書類の経由

この要綱により知事に提出する書類は、当該事業地域を所管する市町村長及び総合振興局長又は振興局長を経由しなければならない。

第23 補則

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この要綱は、平成2年3月9日から施行する。

(過疎地域等における貸付額の特例)

2 令和13年3月31日までの間は、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年3年3月9号)第2条第2項の規定により公示された過疎地域の市町村及び過疎地域とみなさ

れる区域において実施される貸付対象事業(第5第5項及び第6項に該当する場合を除く。)に係る第5第1項、第2項及び第4項の適用については、第5第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、第5第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、第5第4項中「100億円」とあるのは「120億円」と読み替えるものとする。

(離島振興対策実施地域における貸付額の特例)

3 令和15年3月31日までの間は、離島振興法(昭和28年法律第72号)第2条第1項に規定する「離島振興対策実施地域」(第5第5項及び第6項に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5第1項、第2項及び第4項の適用については、第5第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、第5第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、第5第4項中「100億円」とあるのは「120億円」と読み替えるものとする。

(特別豪雪地帯における貸付額の特例)

4 令和14年3月31日までの間は、豪雪地帯対策特別措置法(昭和37年法律第73号)第2条第2項に規定する「特別豪雪地帯」(第5第5項及び第6項に該当する場合を除く。)において実施される貸付対象事業に係る第5第1項、第2項及び第4項の適用については、第5第1項中「80億円」とあるのは「96億円」と、第5第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、第5第4項中「100億円」とあるのは「120億円」と読み替えるものとする。

(経過措置)

5 過疎地域自立促進特別措置法(平成12年法律第15号)第2条第1項に規定する「過疎地域」 (第5第5項及び第6項に該当する場合を除く。)又は同法第33条第1項の規定により過疎地域 とみなされる区域のうち市町村の廃置分合若しくは境界変更があった日の前日において過疎 地域であった区域若しくは同条第2項の規定により過疎地域とみなされる区域(第5第5項及び 第6項に該当する場合を除く。)において、令和2年度以前に貸付決定をした貸付対象事業に 係る第5第1項、第2項及び第4項の適用については、第5第1項中「80億円」とあるのは「96億 円」と、第5第2項中「50パーセント」とあるのは「60パーセント」と、第5第4項中「100億円」とある のは「120億円」と読み替えるものとする。

附則

- この要綱は、平成2年9月28日から施行し、平成2年4月7日から適用する。 附 則
- この要綱は、平成3年6月7日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成6年12月6日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成10年2月24日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成11年6月8日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成12年7月14日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成13年9月14日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成14年7月19日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成16年6月15日から施行する。 附 則

- この要綱は、平成17年7月22日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成18年7月28日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成19年5月18日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成20年5月30日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成21年7月17日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成22年4月1日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成23年5月27日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成25年6月21日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成26年4月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成27年5月8日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成28年5月25日から施行する。 附 則
- この要綱は、平成29年5月12日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和4年5月24日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和5年5月2日から施行する。 附 則
- この要綱は、令和6年4月30日から施行する。